

「大学入学共通テスト実施方針」追加分が決定

河合塾

2018/8/13

このほど文部科学省は、2020年度から実施される「大学入学共通テスト」（以下、「共通テスト」）の実施方針の追加分について、全国の教育委員会等に通知した。共通テスト実施方針は2017年7月に公表されているが、その際、共通テストの枠組みの中で実施される民間の英語資格・検定試験に関する既卒者や障害のある受検者への対応等については今後検討するとされ、明らかにされていなかった。今回、策定、通知されたのは、その部分である。詳細は以下の通りである。

■英語4技能評価のため、民間の英語資格・検定試験の活用の大枠は決まっていた

はじめに昨夏発表されていた共通テスト実施方針の内容のうち、英語の4技能評価の部分について再確認しておく。

高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、民間の資格・検定試験を活用するとされた。

一方で、制度の大幅な変更による受検者・高校・大学への影響を考慮し、2020年度からの4年間は共通テストの「英語」試験も引き続き実施するとした。各大学は、資格・検定試験と共通テストのいずれか、または双方を利用できる。

受検者の負担、高校教育への影響を考慮し、資格・検定試験の受検時期と回数は、原則高校3年の4～12月の間に2回までと決められた。ただし、既卒者や障害のある受検者への対応については、別途検討するとされ、この時点では明らかにされなかった。

活用する民間の資格・検定試験については、試験内容・実施体制等が入学者選抜に活用する上で必要な水準・要件を満たしているかを大学入試センターが認定する。試験結果及びC E F R※の段階別成績表示が大学に提供される。

2017年11月には、参加要件を満たしていることが確認された民間の資格・検定試験は「大学入試英語成績提供システム」を設置して成績データの管理等が行われることが明らかになった。このシステムを利用して、受検生と資格・検定試験実施団体、利用大学との間の成績データの橋渡しをするとされている。

(参考)大学入試英語成績提供システム参加要件を満たしていることが確認された試験

1. ケンブリッジ英語検定
2. TOEFL iBT テスト
3. IELTS (対象:「アカデミック・モジュール」)
4. TOEIC® Listening & Reading Test および TOEIC® Speaking & Writing Tests
5. GTEC
6. TEAP
7. TEAP CBT
8. 実用英語技能検定 (英検)

※2018年3月 大学入試センター資料より

※ケンブリッジ英語検定、GTEC、実用英語技能検定は複数の試験(級)で実施

※IDP: IELTS Australia が実施する IELTS については、条件付きで参加要件を満たしていると判断された

※実用英語技能検定で実施される「従来型」の方式については、一次試験不合格者が二次試験(話す)を受検できないことから参加要件(1回の試験で4技能全てを評価する)を満たしていないと判断された

■既卒者は前年度結果も利用可能、ただし、活用の可否は各大学の判断

今回、明らかになったのは「原則、高校3年の4～12月の間の2回の成績」の例外措置である。経済的に困難な事情がある、離島・へき地等に居住するなど、負担軽減の観点からやむを得ない場合、高校2年に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下、参加試験）を受検し、その結果を活用できることとなった。ただし、高校3年間の英語教育を充実したものとする観点からCEFRのB2以上の結果のみが利用可能となる。

また、受検年度の一定期間海外に在住し、参加試験の受検機会が制限される場合については、参加試験と同種同名の海外の試験を受検年度の4～12月の間に受検すれば、その試験結果を活用可能とした。これらの例外措置を希望する場合は、通常受検期間である高校3年の4～12月の2回の試験の受検前に大学入試センターに申し入れることとなる。

既卒者については、受検年度の4～12月の2回までの試験結果に加え、前年度の試験結果も活用できることとなった。ただし、各大学は受検年度の結果のみ活用することも可能としており、前年度の結果を利用できるかどうかは大学の判断に委ねられる。病気等で長期入院するなど受検機会が得られない者も前年度の結果を活用できるとされた。

※CEFR：ヨーロッパ言語共通参照枠。外国語学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドラインで、外国語の習熟度をA1からA2、B1、B2、C1、最高レベルのC2までの6段階に分けて、語学コミュニケーション能力のレベルを示す国際標準規格。

(参考)大学入学共通テスト実施方針(追加分)

1. 高校2年時に大学入試英語成績提供システム参加試験（以下、参加試験）を受検し、文部科学省が公表しているCEFR対照表のB2以上に該当する結果を有する者で、次の①または②のいずれかの負担を軽減すべき理由があり、かつ、高校の学びに支障がないと学校長が認めた者は、高校3年の4月から12月の2回に代えて、その結果を活用することができる。

＜負担を軽減すべき理由＞

- ① 非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
- ② 離島・へき地に居住または通学していること

2. 受検年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者は、受検年度の4月から12月に受検した、参加試験と同種同名の海外の試験結果を活用することができる。
3. 病気等のやむを得ない事情により受検できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者については、受検年度の前年度の参加試験の結果を活用することができる。
4. 既卒者については、受検年度の4月から12月の2回までの試験結果と併せて受検年度の前年度の試験結果を大学の判断により活用できるよう提供できるものとする。
5. 各大学は、障害のある受検生の試験結果について、障害の種類や程度によって不利益が生じないように取り扱うこととする。